共同住宅の各戸検針業務及び水道料金徴収業務等に関する契約書

　下記共同住宅の各戸検針業務及び水道料金徴収業務について、佐賀西部広域水道企業団企業長（以下「水道事業者」という。）と、次に記載する建物の所有者（以下「建物所有者」という。）とは、共同住宅の各戸検針に関する取扱要綱（令和2年要綱第4号）第5条の規定に基づき、以下のとおり契約を締結する。

　なお、水道事業者及び建物所有者は、本契約について、この契約の定めるもののほか日本国の法令及び佐賀西部広域水道企業団の条例、規則その他規程を遵守し、信義に従い、これを誠実に履行するものとする。

契約の対象となる建物

|  |  |
| --- | --- |
| 建物の所在地 |  |
| 建物の名称 |  |

（各戸検針業務及び徴収業務の委任等）

第１条　建物所有者は、この契約書に係る各戸検針業務及び徴収業務を水道事業者に委任するものとする。

２　前項の規定により水道事業者が受任する各戸検針業務及び徴収業務については、水道法（昭和32年法律第177号）その他の関係法令、佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例（令和元年条例第7号。以下「給水条例」という。）その他の企業団の関係規程の定めるところにより行うものとする。

（メーターの設置及び維持管理）

第２条　建物所有者は受水槽の流入口に水道事業者が貸与したメーター（以下「親メーター」という。）を設置しなければならない。

２　建物所有者は受水槽以下の設備（以下「専用装置」という。）の全ての各戸及び共用栓水道メーター（以下「子メーター」という。）について、水道事業者が貸与したメーターを設置しなければならない。

３　親メーター及び子メーターが計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項に規定する検定の有効期間が満了する場合は、水道事業者が取替えを行う。以後の取替えについても同様とする。

４　建物所有者は、善良な管理者としての注意をもって親メーター及び子メーターを維持管理しなければならない。

（故障メーターの取替え）

第３条　親メーター及び子メーターが故障したときは水道事業者が取替えを行う。

２　前項の場合において、新たに設置するメーターの費用は、故障等の原因が建物所有者又は各戸水道使用者（以下「使用者」という。）の責に帰すべきと水道事業者が認めた場合は、建物所有者の負担とする。

（検針）

第４条　水道事業者は親メーターと子メーターの検針を行い、その使用水量を算定する。

２　水道事業者は、メーターの異常等により使用水量が不明なときは、給水条例の定めるところによりその使用水量を認定する。

（料金の徴収）

第５条　水道事業者は子メーターの使用水量に応じて水道料金を算定し、使用者から徴収する。

２　水道事業者は、親メーターの計量水量が子メーターの使用水量の合計より多い場合は、その差分水量を建物所有者に請求し徴収するものとする。ただし、水道事業者が特に認めた場合にはこの限りではない。なお、前記の水道料金は一般用料金を適用した額とする。

（水道料金等を納付しない場合の措置）

第６条　使用者が、水道事業者が定める納期限までに水道料金等を納入しない場合は、水道事業者は当該使用者に対し給水を停止することができる。

２　前項の給水停止による損害について、水道事業者はその責めを負わない。

（建物への立ち入り）

第7条　水道事業者は、第2条の検満メーターの取替え、第3条の故障メーターの取替え、第4条の検針、第5条の料金徴収及び第6条の給水停止を行う場合は、建物所有者又は管理責任者の許可なく、本契約の建物に立ち入ることができる。

（管理責任者の選任）

第8条　建物所有者は、共同住宅の水道使用に関する事項及び本契約に関する事項を処理させるため、管理責任者を選任しなければならない。この場合、建物所有者が管理責任者を兼ねることを妨げない。

２　建物所有者は、管理責任者を選任し、又は変更したときは、管理責任者選任（変更）届により、直ちに水道事業者に届け出なければならない。

（建物所有者及び管理責任者の取扱う事務等）

第9条　建物所有者及び管理責任者は、次に定める事務を取り扱い、水道事業者に積極的に協力する義務を負う。

(1)　メーター検針に関すること。

(2)　共用水栓に関する水道料金の納入に関すること。

(3)　使用者から苦情があった場合は、その解決に関すること。

(4)　専用装置の維持管理に関すること。

(5)　その他水道事業者の事務の円滑な実施に関すること。

（維持管理責任）

第10条　建物所有者及び管理責任者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

　(1)　専用装置の水質の保全及び維持管理は責任をもって行うこと。

　(2)　専用装置の破損及び漏水の場合は、直ちに修理を行うこと。

　(3)　前号による損害が発生した場合は、その責めを負うこと。

　(4)　子メーター周辺は常に清潔に保ち、設置場所に検針の支障となるものを設置しないこと。

　(5)　前各号に要する費用はすべて建物所有者及び管理責任者が負担する。

（検査）

第11条　水道事業者は、必要に応じ専用装置を検査し、建物所有者の負担で適切な措置を命じることができる。

（使用者の届出義務）

第12条　建物所有者は、この契約の履行について、使用者に次の届出義務を負わせなければならない。

(1)　水道の使用を開始又は中止するとき。

(2)　使用者の名義を変更するとき。

(3)　水道の用途を変更するとき。

（建物所有者の届出義務）

第13条　建物所有者は、次の各号にいずれかに該当するときは速やかに水道事業者に届け出なければならない。

(1)　管理責任者を変更するとき。

(2)　所有者等に変更があるとき。

(3)　受水槽の清掃を行うとき。

(4)　専用装置の増設、改造その他変更をするとき。

(5)　出入口のオートロック番号等の暗証番号又は鍵を変更するとき。

（契約の周知）

第13条　建物所有者は、契約内容その他必要事項について、管理責任者及び使用者に対して周知徹底し、問題が生じたときは責任をもって解決に努めるものとする。

（契約の解除）

第14条　水道事業者は、建物所有者がこの契約に定める条項に違反し、勧告してもなおそれが是正されないときは、契約を解除することができる。

２　前項の規定により契約を解除した場合、建物所有者に損害が生じることがあっても、水道事業者はその責めを負わない。

（その他）

第15条　この契約に定める条項以外の事項について、疑義が生じた場合は、水道事業者と建物所有者が協議して決定する。

（契約期間）

第16条　この契約の有効期間は、契約を締結した日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに更新について異議の申し立てがないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、水道事業者、建物所有者それぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

　　年　　月　　日

水道事業者

住所　佐賀県佐賀市久保田町大字徳万1869番地

氏名　佐賀西部広域水道企業団

企業長　　　　　　　　　　　　　　　印

建物所有者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印